

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 7 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指 定 管 理 者 名	大崎市体育協会 三本木支部
施 設 所 管 課	教育部 三本木公民館

1. ①施設名

施設名	大崎市三本木総合体育館	施 設 の 住 所	大崎市三本木桑折字沼下29番地2
		電 話 番 号	0229-52-6171

②施設名

施設名	大崎市三本木野球場	施 設 の 住 所	大崎市三本木桑折字沼下25番地3
		電 話 番 号	0229-52-6171

③施設名

施設名	大崎市三本木相撲場	施 設 の 住 所	大崎市三本木桑折字沼下25番地
		電 話 番 号	0229-52-6171

2. ①施設の概要（大崎市三本木総合体育館）

設 置 年 月 日	昭和53年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため設置する。		
施 設 の 内 容	第1競技場(アリーナ) 1152.00㎡ 第2競技場(武道場) 433.00㎡ トレーニング室 68.00㎡ 放送室 325.00㎡ 観覧席 508席		
利 用 料 金	団体貸切 第1競技場 アマチュアスポーツ利用	入場料徴収なし	高校生以下 1h 650円 ・ 一般 1,300円
		入場料徴収あり	高校生以下 1h 1,300円 ・ 一般 2,600円
		アマチュアスポーツ以外	入場料徴収なし 非営利団体 1h 2,600円 ・ 営利団体 13,000円
		入場料徴収あり	非営利団体 1h 5,200円 ・ 営利団体 26,000円
	第2競技場 アマチュアスポーツ利用	入場料徴収なし	高校生以下 1h 250円 ・ 一般 500円
		入場料徴収あり	高校生以下 1h 500円 ・ 一般 1,000円
		アマチュアスポーツ以外	入場料徴収なし 非営利団体 1h 1,000円 ・ 営利団体 5,000円
		入場料徴収あり	非営利団体 1h 2,000円 ・ 営利団体 10,000円
	和 室		1h 110円
	個人利用 第1競技場	1人1回(4h)	高校生以下 100円 ・ 一般 200円
		第2競技場	1人1回(4h) 高校生以下 100円 ・ 一般 200円
		トレーニング室	1人1回(4h) 高校生 100円 ・ 一般 200円
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日) 及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館・閉館時間は午前9時から午後9時		

②施設の概要（大崎市三本木野球場）

設 置 年 月 日	平成10年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため設置する。		
施 設 の 内 容	野球場 中堅 120m 両翼 93m 管理棟(本部席24.00㎡, 放送席3.60㎡, 救護室5.90㎡, 審判員室22.00㎡, 観覧席400席) スコアボード 電光(2m×12m) 夜間照明 6基(18灯×6基)		
利 用 料 金	グラウンド	入場料徴収なし	1h 高校生以下 700円 ・ 一般 1,400円
		入場料徴収あり	1h 高校生以下 1,400円 ・ 一般 2,800円
	管理棟	入場料徴収なし	1h 230円
		入場料徴収あり	1h 460円
	電光掲示板	入場料徴収なし	1h 350円
		入場料徴収あり	1h 700円
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日) 及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館・閉館時間は午前9時から午後9時		

③施設の概要（大崎市三本木相撲場）

設 置 年 月 日	昭和56年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため設置する。		
施 設 の 内 容	相撲場（土俵）1面		
利 用 料 金	相撲場 1h 高校生以下 90円 ・ 一般 180円		
閉 館 日，開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日) 及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館・閉館時間は午前9時から午後9時		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
令和 年度～令和 4 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	1 教育部三本木公民館
令和 5 年度～令和 7 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 大崎市体育協会三本木支部
令和 年度～	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和5年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日 (3 年 0 ヶ月)
選定方法	2 1.公募 (応募者数: 団体) 2.非公募

5. 指定管理料

令和 7 年度(ア)	令和 6 年度(イ)	(ア) - (イ)
24,960 千円	23,000 千円	1,960 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務) 1 スポーツ振興に係る各種事業の実施 (1)スポーツイベントの実施 (2)スポーツ教室・体験会等の実施 ①ミニバスケットボール教室 ②スラックライン体験会 ③ノルディックウォーキング教室 ④ノルディックウォーキングバスツアー ⑤スポーツスタッキング教室及び出張指導講習会 ⑥救命講習会 ⑦フレンドリースポーツフェスティバル2025 ⑧スポーツ講演会(トークショー＆銀次野球教室) ⑨石川佳純47都道府県サンクスツアーin宮城 2 スポーツ行政等への協力業務 (1)施設の事前確保、優先利用に係る利用調整やスポーツ施設運営全体調整 (2)行政や関係団体が設置する委員会、協議会等に積極的に協力すること。 (3)その他、行政が行う事業等へ協力すること。 3 利用許可、取消等に関する業務及び利用料金の徴収、減免に関する業務 (1)利用許可に関すること。 (2)利用料金等徴収に関すること。 (3)利用者の遵守事項及び入館の制限等に関すること。 (4)目的外使用に関すること。 (5)その他、適正な利用に関すること。 4 施設及び設備の維持管理に関する業務 (1)管理上の注意点 (2)施設及び設備の維持管理 (3)備品管理 (4)修繕 (5)危機管理対応 自主事業:
--

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	4,242	5,276	4,859	3,528	3,508	3,609	4,801	3,613	2,748	2,883	2,471	4,570	46,108
令和 7 年度	4,067	4,882	4,121	3,934	3,873	4,561	4,230	5,153	2,091	3,263	3,111	4,198	47,484

主な増減要因	11月開催したトークショー＆銀次野球教室、石川佳純47都道府県サックスツアーin宮城の参加者、観覧者が多かった。
--------	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	283	291	293	162	207	227	344	244	151	145	193	307	2,847
令和 7 年度	255	239	221	195	281	294	364	372	120	181	205	323	3,050

主な増減要因	・三本木総合体育館の暖房設備利用の増加及び三本木野球場管理棟の冷暖房設備利用の増加。 ・三本木野球場の大崎市以外の団体利用の増加及びナイター利用件数の増加。
--------	---

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取り組み

- ・青少年の健全育成のため、スポーツに関心を持つ又スポーツをするきっかけづくりのため、ミニバスケットボール教室、ニューススポーツ体験会(スラックライン・スポーツスタッキング)を実施した。
- ・イベント開催情報を広報『おおさき』、地域の広報『さんぽんぎねっと』、地域情報ポータルサイトの『エブリーおおさき』、『おおさきHOTOPOCKET』に情報を発信及び体育館正面のホワイトボードに掲示し情報提供を行った。
- ・体育館内1階、2階のトイレスリッパ汚れが酷く利用者に不快感を与えるため履きやすい「シューズそのままスリッパ」に更新した。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

- ・昨年より利用者から要望のあった体育館内のトレーニング室及び第二競技場に夏場の利用者の暑さ対策(熱中症予防)網戸の設置及び第一競技場内に大型扇風機の増設を業務会議等で協議し、修繕費で網戸の設置及び消耗備品費で大型扇風機を購入し利用者サービスの向上に努めた。
- ・卓球の利用団体及び個人利用者から卓球サポートは設置固定部分が不良、ネットは紐が切れている状態で更新の要望有、サポートは器具庫の未使用分と全て交換、ネットはスポーツ備品費で8台分新規購入した。

(5)施設の管理運営における課題

- ・三本木総合体育館は建設時から47年以上経過しており、老朽化が進んでおり、早期の大規模改修を望む。
- ・三本木野球場ナイター設備は建設時から約28年以上経過、照明ライトが現在以上に故障した場合、部品交換が不能となり今後の利用継続が懸念される。(現在、6基の照明灯で15灯のメタルハライドランプが切れている状態)

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価															
1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。																		
(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○															
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○															
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	◎	◎															
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○															
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	◎	◎															
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	◎	◎															
2 利用者に関する業務																		
(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	◎	◎															
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	◎	◎															
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○															
3 事業の実施																		
(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○															
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○															
4 個人情報の取扱い																		
(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	◎	◎															
5 管理運営業務の収支等																		
(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○															
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	◎	◎															
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	◎	◎															
<table><thead><tr><th colspan="2">評価</th><th>評価の考え方</th></tr></thead><tbody><tr><td>◎</td><td>(優良)</td><td>協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。</td></tr><tr><td>○</td><td>(良好)</td><td>協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。</td></tr><tr><td>△</td><td>(課題有)</td><td>協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。</td></tr><tr><td>×</td><td>(改善要)</td><td>協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。</td></tr></tbody></table>				評価		評価の考え方	◎	(優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。	○	(良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。	△	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。	×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。
評価		評価の考え方																
◎	(優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。																
○	(良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。																
△	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。																
×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。																

9. 施設所管課の総合評価

指定管理者制度移行から3年目を迎え、大崎市で行ってきた施設運営や事業方針を継承し、三本木地域のスポーツ振興・普及の拠点としての責任をしっかりと果たしている。

運営面では、令和6年度と比較して施設利用者数が102.98%(2.98%増)、料金収入が107.13%(7.13%増)となった。施設利用者数増加の要因としては、11月に開催したイベントにおいて参加者および観覧者が多かったことが挙げられる。また、料金収入の増加は野球場の稼働率向上が要因であり、特に市外からの団体利用やナイター設備利用の増加が大きく寄与している。これらは、限られた財源と環境のなかでの指定管理者による創意工夫の成果であり、利用状況は年々増加傾向にある。

施設管理面では、野球場グラウンドの整備や周辺の除草作業、職員による館内清掃に加え、直営で対応が行き届かなかった小破修繕や備品の補修・購入などが積極的に実施されている。

事業面では、地域性や利用者からの要望等を踏まえ、年度事業計画に基づいた各種教室(ミニバス、ノルディックウォーキング、スポーツスタッキング)、体験会(スラックライン)、研修会(石川佳純47都道府県サックスツアーin宮城)、講習会(救命救急、スポーツスタッキング)、バスツアー(ノルディックウォーキング)、講演会(トークショー&銀次野球教室)、スポーツフェスティバルなどが多数開催された。

以上を踏まえ、専門性や特殊性を生かしたサービスの充実、利便性の向上、全般にわたるコスト削減等が着実に浸透していることなどを勘案すると、指定管理者制度導入の目的は十分に達成されていると思料される。